

里 庄 町

子ども読書活動推進計画

平成 1 7 年 (2005 年) 3 月

里 庄 町 教 育 委 員 会
里 庄 町 教 育 委 員 会

計画の策定に当たって

読書は、考える力、豊かな感性や情操を育み、幅広い知識などを獲得するうえで欠くことのできないものです。また、読書で身に付けた表現力によって、コミュニケーションを円滑にし、人間関係の基礎を形成することができます。このように、読書がもたらす様々な効用を考えると、子どもの読書環境を計画的に整備することは極めて重要な課題であると考えます。

この「里庄町子ども読書活動推進計画」は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づき、これまで以上に子どもの読書推進活動の取り組みを深め、また、新たな活動を展開するための指針となるよう策定したものです。この計画に掲げている様々な事業は、家庭・地域・学校等が主体的に取り組むとともに、互いに連携して進めていくことが必要です。

今後、この計画をもとに、地域社会全体で子どもの読書推進活動が進められるよう、住民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

平成17年3月

里庄町長 佐藤 清

目次

はじめに	1
1 子どもたちと読書をめぐる社会的背景	
2 国の動向	
3 岡山県の動向	
4 備南地区の動向	
第1章 里庄町子ども読書活動推進計画の基本方針	3
1 推進計画の趣旨	
2 推進計画の基本理念	
3 推進計画の期間	
4 推進計画のめざす読書環境	
(1) 就学前	
(2) 小学生	
(3) 中学生	
第2章 子どもたちが本と出会えるように ~里庄町における推進施策	6
1 家庭で	6
(1) 「ブックスタート事業」の実施	
(2) 健康福祉センター等による絵本の紹介	
(3) 子育て支援事業における講演会や講座の開催	
(4) 子育てサロンにおける読み聞かせの実施	
(5) 図書館における「おはなし会」や講座	
(6) 子ども読書の日	
2 地域で	8
(1) 健康福祉センター	
(2) 東・西公民館、東・西放課後児童クラブ	
3 図書館で	8
(1) 子どもたちのためのスペースの整備	
(2) 良書の選定と収集・提供	
(3) 図書館の情報化	
(4) 学校・園への協力	
相互訪問による「おはなし宅配便」等の実施	
利用状況などの紹介	
図書館利用ガイダンス	
レファレンスへの支援	

(5) 団体貸出しやリサイクル図書による施設支援

団体貸出し

図書のリサイクル

4 保育所・幼稚園で ----- 10

(1) 読書推進と異年齢交流

(2) 環境整備

(3) 図書の団体貸出しやおはなし会の実施

5 学校で ----- 11

(1) 学校図書館職員の配置と教職員全員で取り組む体制の確立

(2) 蔵書の充実

(3) 読書活動の推進

読書指導

家庭の協力

関係機関との連携

6 ボランティア・民間団体の育成 ----- 13

(1) ボランティア・民間団体

(2) 養成や研修

7 連携・協力で広がる輪 ----- 14

(1) 町内で広がる輪

里庄子どもと本を結ぶネットワーク

(2) 町外に広がる輪

おわりに ----- 16

実施体系

参考資料

資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律

資料2 岡山県子ども読書活動推進計画～おかやまどろんどろん読書プラン～【概要】

資料3 里庄町子ども読書推進計画策定委員会

はじめに

1 子どもたちと読書をめぐる社会的背景

「子どもの読書活動」は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。^{*1} 読書により、子どもは広い世界を知り、自分自身の考え方を確かめたり高めたりする体験をもちます。そして、この体験を通し、考える習慣、豊かな感性や情操、思いやりの心などを身に付けることができます。

しかし近年では、テレビ・ラジオ・インターネットなど、様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの読書離れが指摘されています。

平成 15 年 5 月に出された、第 49 回読書調査^{*2}によると、「児童生徒の 1 か月の平均読書冊数」は、小学生 8 冊、中学生 2.8 冊、高校生 1.3 冊となっています。また、「1 冊も読まなかった子どもたち」の割合は、小学生 9.3%、中学生 31.9%、高校生 58.7% にものぼります。本町においても、平成 16 年 7 月に町内の児童生徒 303 人を対象に行った調査^{*3}によると、小学校、中学校と年齢が上がるほど読書量が減少しており、全国と同様の傾向が見られます。

全国学校図書館協議会では、「国をあげての読書活動の推進、朝の一斉読書の普及が読書量の増加につながった」「平均読書冊数が増加したにもかかわらず不読者が増加していることは、読書の 2 極分化が進んでいる」と考察し、さらなる読書活動の推進を求めています。^{*4}

2 国の動向

平成 13 年 12 月の第 153 回国会において、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立し、同月 12 日に公布、施行されました。この法律は、平成 12 年の「子ども読書年」を契機とした取り組みをさらに推進していくため、検討が進められてきたものであり、すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、環境整備を推進することを基本理念としています。

この法律に基づき、平成 14 年 8 月、国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、平成 14 年から 18 年度までの 5 年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を示しました。

*1 『子どもの読書活動に推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）第 2 条』

*2 全国学校図書館協議会・毎日新聞社『第 49 回読書調査』,2003 年。

*3 里庄町子ども読書活動推進計画策定委員会『里庄町の小学生、中学生を対象とした子どもの読書に関する調査』,2004 年。

*4 全国学校図書館協議会『学校図書館』11 月号,2003 年。

3 岡山県の動向

岡山県では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」や、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、平成 15 年 3 月に「岡山県子ども読書活動推進計画～おかやまどんどん読書プラン～」^{*5}が策定されました。子どもたちの成長に応じ、読書のきっかけづくりから読書習慣の形成・確立、そして自主的な読書活動に至るまで、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たしつつ相互に連携しながら読書環境を整備することをめざしています。特に平成 16 年 10 月に完成した県立図書館の機能を生かした全県にわたる読書環境の整備や、県内で活躍しているボランティア・NPO等と連携した県民総参加の読書活動推進など岡山らしさを生かした重点プロジェクトを含む各施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにしています。

この計画の実施期間は、平成 15 年からおおむね 5 年間とされ、県内各市町村においては、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第 9 条第 2 項の規定に基づき、国や県の計画を基本とするとともに、それぞれの市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、独自の「子ども読書推進計画」を策定するように求めています。

4 備南地区の動向

平成 15 年 10 月 23 日に真備町マービーふれあいセンターで、第 23 回備南地区生涯学習研究大会が、「子どもがいきいきと育つ社会をめざして～子どもの読書活動の推進をとおして～」をテーマに開催されました。備南地区各地から、市町村長、行政関係者、教育関係団体、教職員、地域住民など 1,052 名が参加しました。大会提案、記念講演、シンポジウムがあり、読書グループによるポスターセッション、実演、展示などの発表もありました。

この研究大会を契機に、備南地区社会教育委員連絡協議会では、平成 16 年 3 月に「備南地区子どもの読書活動の推進をめざして（提言）」^{*6}が作成されました。家庭・学校・地域社会がどのようにして、読書環境整備や、読書活動の支援に取り組むべきかを幅広い角度から具体的に述べています。

*5 岡山県「岡山県子ども読書活動推進計画～おかやまどんどん読書プラン～」,2003 年。

*6 備南地区社会教育委員連絡協議会「備南地区子どもの読書活動の推進をめざして（提言）」,2004 年。

第1章 里庄町子ども読書活動推進計画の基本方針

「里庄町子ども読書活動推進計画」(以下「推進計画」という。)は「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定による計画であり、里庄町における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取り組みを示したものです。

1 推進計画の趣旨

子どもの読書活動は、子どもに生きる喜びを与えるものであるとともに、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力やコミュニケーション能力を豊かなものにする力を形成し、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。また、確かな学力の基盤を形成し、自ら根気強く本に働きかける営みを通して、集中して人の話を聞くことができる忍耐力や、相手が何を求めているかに思いをはせる力を養うことができるなど、心豊かな子どもの育成に大きく寄与するものです。

このような子どもたちがひとりでも多く育つようにするためには、幼児期から本に親しむことのできる環境をつくる必要があります。里庄町内では、学校・園をはじめ、豊富な資料を使っておはなし会などに取り組む図書館や、人形劇や読み聞かせに取り組むグループなど、子どもたちが楽しく本と出会える環境づくりを進めるための様々な取り組みが行われています。

このような、子どもの読書活動の推進に取り組むすべての大人たちの連携づくりを通して、家庭や地域、学校・園や図書館など様々なところで、すべての子どもたちが本を読む喜びを味わい、感性豊かに育つ環境整備を図るために、推進計画を策定します。

2 推進計画の基本理念

- ・家庭や地域、図書館や学校・園などいろいろな場所で、子どもたちの発達段階に応じた読書環境を整備し、読書活動を推進していきます。
- ・家庭、地域、図書館、学校・園の取り組みを充実させるため、推進体制を整備します。
- ・読書の大切さを啓発し、子どもの読書活動推進の取り組みを広く知ってもらえるよう広報活動を充実させます。
- ・推進計画の対象とする子どもとは、おおむね15歳以下を指します。
- ・読書活動や行事の参加は、子どもたちの自主性を尊重します。

3 推進計画の期間

平成17年度から平成21年度までのおおむね5年間とします。ただし、計画期間中においても必要に応じ、記述内容の変更・修正ができるものとします。

4 推進計画のめざす読書環境

読書環境とは・・・

推進計画が目標とするのは、子どもたちのための理想的な読書環境づくりです。秋田喜代美氏は発達心理学の考え方の中から、「(本の種類や数、並べ方、読む場所といった)物理的環境はとても大切です。しかし、これらの本と子どもがどのように出会うのか、そこに関わる親や教師、友達という人的環境、そしてそれらの人的環境と子どもと本の間で生まれる出来事が、問題の中心と考えられるでしょう」^{*7}と述べ、乳幼児期の読み聞かせから読書へという発達の道筋の中での大人の役割の重要性を指摘しています。

また、「『最近の子どもは本を読まない』という表現は『本は読むべきもの』という信念やルールが根底にあります。読まない子、読めない子というのは、実は本人の特性や能力というよりも、結果としてそのような行動を生む必然性をもった状況がその子どもを取り巻いているのであり、社会的・物理的環境と子どもとの関係の中で生じていると考えることができます」^{*8}と述べています。子どもの発達段階に合わせた読書環境のあり方をあらためて自覚して考えてみるのが、子どもの読書を豊かにする手だてを示してくれるのではないかと考えます。

子どもの読書年齢には個人差がありますが、およそ次のような読書環境が理想的です。

(1) 就学前

乳幼児期は、絵本やおはなしとの出会いの時期としてとても大切です。言葉の理解できない乳児も、絵や色の鮮やかさや読み手の声に反応を示します。この時期から絵本やおはなしに親しんでいると、幼児期にはファンタジーの世界を楽しむことができるようになります。

親子で本とふれあう機会を

- ・家庭や園等での読み聞かせを
 - ・園、図書館等でのおはなし会への参加を
- 身近なところに本のあるくらしづくり
- ・家庭や園等でいつでも本にふれあえるように

(2) 小学生

この期は、絵本から児童文学へ、読み聞かせから読書への大切な橋渡しの時期です。子どもが真に自分の力で読書を楽しめるようになるまで、しっかりとサポートを続けることが大切です。また、本の利用の仕方も、読書を楽しむためと、調べ物をするための2種類になります。

*7 秋田喜代美「読書の発達心理学」, 国土社, 1998年, p.11。

*8 上掲書, 1998年, p.16。

親子で本とふれあう機会を

- ・読み聞かせやおはなしの継続を、そして親子読書へ
 - ・本の選択を子どもの主体性に任せて
 - ・図書館等でのおはなし会への参加を
- 身近なところに本のあるくらしづくり
- ・町立図書館の利用を
 - ・学校図書館や学級文庫の整備・充実を

(3) 中学生

この期は、子どもから大人への過渡期にあたります。友人、愛、性など思春期特有の悩み、生と死、ドラッグや戦争といった社会問題を読書などで深く考えたい時期です。また、これまでの物語中心の読書から一歩進んで、抽象的な概念まで読み取る力をつけはじめる年齢です。

家族で読書を

- ・本の選択を自主的に
 - ・友人同士の働きかけのできる場を
- 身近なところに本のあるくらしづくり
- ・学校図書館の整備・充実を
 - ・町立図書館の利用の仕方に広がり

里庄町がめざすのは、子どもたちにこのような読書環境を提供することです。



第2章 子どもたちが本と出会えるように ~ 里庄町における推進施策

子どもたちのために、第1章にみられるような読書環境を提供するには、どうすればよいのでしょうか。本町では、次のような施策に取り組めます。

1 家庭で

子どもたちの読書活動にとって、一番身近な読書環境であり、また一番影響力が大きいのは、毎日過ごす家庭です。

家庭は、0歳児に絵本を読んであげることのできる最初の場所であり、愛情をもって絵本を読んでくれる人がいる場所です。赤ちゃん絵本は読み書きの力をつける教育のためにあるではありません。絵本のもつ「目に見えない世界」を知らせ、その世界でたっぴりと共に遊ぶことが大切です。好きな絵本や歌を子どもに読んだり、歌ったりしてください。詩や歌、絵本の豊かな想像の世界を感性を通して伝え、楽しさや驚きを感じ合うことで親子のつながりが深まります。ぜひ、保護者の声で0歳から絵本を読み聞かせることをお勧めします。

平成16年7月に町内の児童生徒303人を対象に行った調査^{*9}で、「あなたは、家族の人に、何歳まで本を読んで聞かせてもらっていましたか」という質問に対し、「覚えている」「今も」と答えた196人の平均は、「4.7歳」という結果でした。子どもの成長とともに、読み聞かせる内容は変わりますが、家庭というぬくもりのある場所と、愛情にあふれる人の存在は変わらないでほしいと願っています。

また、大人が本に親しむ環境が、子どもたちにもよい影響を与えます。子どもと共に読書を楽しみ、家庭の中で本を話題にした会話が弾むことを期待しています。

家庭での活動に対する支援

家庭で、0歳児から絵本に親しむことができるように絵本のプレゼントと啓発活動を実施します。啓発活動の場として有効なのが、多くの親子が集まる乳幼児の集団健診、マタニティー教室、のびのび子育て教室、かるがも教室、保育相談などの親子で集まる事業です。このような機会を捉えて啓発活動に努めます。

また、地域で活動しているボランティアグループは、子どもの読書活動を進める上で大きな力になっています。これらの活動が、今後さらに活発になるよう必要な支援を行います。

(1) 「ブックスタート」事業の実施（出生届提出時）

本町では、平成17年度から、出生届を出された方全員に里庄町立図書館で、絵本や図書館の利用案内、お勧めのブックリストが入った「ブックスタート・バック」を手渡し

^{*9}里庄町子ども読書活動推進計画策定委員会『里庄町の小学生、中学生を対象とした子どもの読書に関する調査』,2004年。

す。パックを手渡す際には、「赤ちゃんと絵本を開くひとときの楽しさや大切さ」や「地域ぐるみで子育てを応援しています」といったメッセージを、図書館職員が直接保護者に向き合って伝えていきます。

(2) 健康福祉センターによる絵本の紹介

健康福祉課が実施する母子保健事業の乳幼児の集団健診、マタニティー教室、のびのび子育て教室、かるがも教室、保育相談などでは、読書を通じてゆったりとした時間をもつことは、大人にとっても楽しい時間であり、また、子どもたちにとってもあたたかさや愛情、親とのふれあいを感じる大切な時間であることなどを資料等を配布することにより紹介していきます。その中でも、のびのび子育て教室、かるがも教室では、図書館から派遣された司書やボランティアが読み聞かせや絵本の紹介、図書館の利用案内をしていきます。

母子健康手帳交付時には『家庭教育手帳 - 乳幼児編 - 』を配布しています。その中に「思いやりを育てるために」育児のポイントとして「いちばんすてきな本は、お父さん・お母さんの声で読む本だ」^{*10} という項目があります。そして、家庭における読み聞かせを通じての、子どもたちとのふれあいの大切さを伝えていきます。

(3) 子育て支援事業における講演会や講座の開催

教育委員会が実施する子育て支援事業、「家庭教育学級」や「乳幼児学級」などでは、読み聞かせに関する講演会を開催したり、図書館司書等が親に対して読み聞かせの大切さや読書の楽しさを伝えたりするなど、家庭での読書活動に対する働きかけをしていきます。

(4) 子育てサロンにおける読み聞かせの実施

社会福祉協議会が開催する「子育てサロン」では、子育て支援ボランティア「フレンズ」の協力により、活動の中に絵本の紹介、絵本の読み聞かせを取り入れて、親に対して読み聞かせの大切さや読書の楽しさを伝えるなど、家庭での読書活動に対する働きかけをしていきます。

(5) 図書館における「おはなし会」や講座

図書館では、幼児対象の行事として、「親子で楽しむおはなし会」、月2回の小学生対象の「おはなし会」、七夕・クリスマス・ひなまつり等の「お楽しみ会」の充実に取り組みます。保育園児には年1回、小学校高学年には「1日図書館員」を募集し、図書館へ招待しています。

図書館では子どもの読書活動推進への関心の高まりに応じて、親・大人のための「子どもの本講座」を開催しています。これは、読み聞かせ等の子どもの本に関する連続講座ですが、今後も利用者の要望を取り入れながら、家庭における子どもの読書についての講座を開講します。

*10 岡山県教育委員会生涯学習課「家庭教育手帳 - 乳幼児編 - 」岡山県版，2004年，p.60。

(6) 子ども読書の日

平成 13 年 12 月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって、4 月 23 日は「子ども読書の日」となりました。図書館では、この日に合わせて行事を開催することで「子ども読書の日」の広報啓発を推進していきます。なお、各学校・園でも「子ども読書の日」制定の趣旨に沿った取り組みが行われていますが、さらに啓発に努めます。

2 地域で

地域での活動に対する支援

子どもたちは、自分ひとりで行動できる範囲が狭いので、身近にサービスポイントがないと、大人が連れて行ってくれない限り、図書館サービスを利用することができません。このため、なるべく子どもたちの身近な施設の図書コーナーの充実を図り、子どもたちが自分で図書のサービスを受けられるような体制を整備していきます。

(1) 健康福祉センター

健康福祉センターに「絵本コーナー」を設置し、乳幼児健診等の待ち時間を利用して、絵本を親子で見ることができるようになります。また、リサイクル本を利用して、絵本コーナーの充実を図ります。

(2) 東・西公民館、東・西放課後児童クラブ

図書館からの団体貸出しや、リサイクル本などを各公民館・クラブの状況に合わせて利用し、図書館・図書コーナーの整備や読書活動の充実を図ります。

3 図書館で

図書館は、司書という本と人を結びつける専門の職員によるサービスが受けられるところです。また、本に関する様々なネットワークの中心となる施設でもあります。

(1) 子どもたちのためのスペースの整備

本町では子どもたちに必要とされるスペースの改善に努めてきました。平成 8 年度に絵本や育児書を揃えた「赤ちゃんコーナー」を新設しました。また平成 16 年度から「児童コーナー」であったスペースを「おはなしのへや」とし、おはなし会や行事を開催するスペースにしています。

今後、これらのコーナーを整備するとともに、子どもたちのためのスペースの充実に努めます。



(2) 良書の選定と収集・提供

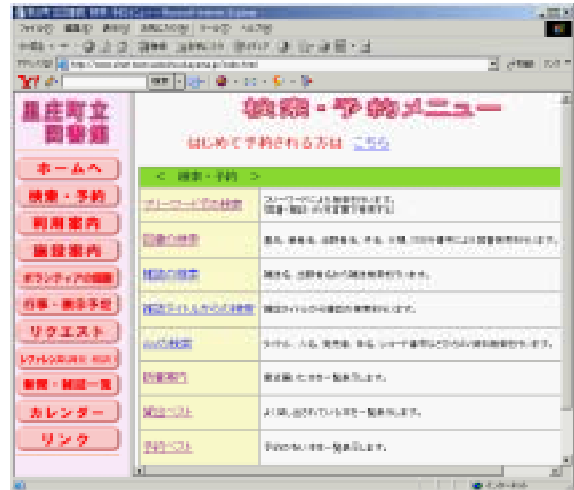
図書館では平成5年の開館以来、蔵書や資料の充実、夜間の開館、展示や各種催しの開催など、町民のための図書館として、充分活用していただけるよう努力してきました。現在では収集する資料は10万点を越えています。その中でも、児童図書は23,914冊あり、そのうち絵本は7,095冊^{*11}になります。

引き続き、各年齢に薦めたい図書リストを順次作成するとともに、所蔵状況を点検し整備していきます。

(3) 図書館の情報化

図書館は平成12年の笠岡放送ケーブルテレビの導入に伴い、インターネット体験コーナーの設置、里庄町立図書館ホームページ公開^{*12}などを行いました。ホームページには大人用・子ども用検索・予約メニューがあり、図書館の蔵書の検索、予約ができるようになっています。

今後、図書館では子ども向けの絵本リスト、図書案内資料を作成していきます。これらを図書館で配布するだけでなく、家庭、地域の施設、学校・園での図書購入計画などで使用できるよう、インターネット上に公開していきます。



(4) 学校・園への協力

相互訪問による「おはなし宅配便」等の実施



図書館と子どもたちを結ぶ手だてとして、平成12年の「国際子ども読書年」をきっかけに、人形劇サークル「ももっ子」と図書館司書と一緒に活動する「出張おはなし会」が始まりました。町内2つの小学校の全学年を対象に、本の紹介や人形劇などを行うというもので、翌年からは、さらに充実させるために、おはなしボランティアを募集し、「おはなしトトロ」が結成されました。名称も「おはなし宅配便」に変え、小学校に加え2つの幼稚園にも行くようになりました。現在では、幼稚園学期1回、町内小学校区の低学年は年2回、中高学年は年1回開催しています。

このような、図書館司書とボランティアが学校・園を訪問し、あるいは園児・児童生徒が図書館を訪問するという、相互訪問の取り組みをさらに充実させていきます。

*11 里庄町立図書館 分類別蔵書冊数統計 2004年12月現在

*12 里庄町立図書館ホームページ <http://www.sl.net.town.satosho.okayama.jp/index.htm>

利用状況などの紹介

図書館の利用状況などをもとに、学校図書館としての機能を果たすために役立つ資料を、就学前、小学生、中学生などそれぞれの対象に応じて作成していきます。

図書館利用ガイダンス

図書館の利用方法を説明したリーフレットを、年齢別や用途別に作成します。図書館見学の際に図書館で利用するほか、事前学習として学校で利用することもできます。また、一日図書館員の体験や、中学生の職場体験など、児童生徒の図書館理解に努めます。

レファレンス（調査相談）への支援

学校から総合的な学習等の課題について連絡が入ると、図書館ではこれに合う資料を用意し学校へ団体貸出しを行うことで、学校図書館を支援しています。

さらに、この利用状況を踏まえ、学校の教材としてよく取り上げられるテーマ別に、利用された本のリストや検索方法などをまとめた資料を順次作成し、学校で、または児童生徒が個人で図書館を利用する際の参考として利用できるように、公開や配布に努めます。

(5) 団体貸出しやリサイクル図書による施設支援

団体貸出し

町内各学校・園に団体利用者カードを、さらに小学校には各学年別にも交付して、学習内容に応じたきめ細かな資料提供ができるようにしています。平成 15 年度には、町内各小学校、幼稚園、保育園へ延べ 54 回、1,101 点の資料を提供しました。今後も連携・協力し提供に努めます。

図書のリサイクル

毎年 6 月に廃棄雑誌や、寄贈本などを無料で希望者に持ち返ってもらう「古本市」を開催しています。今後は、家庭からの絵本等のリサイクルを検討していきます。

4 保育所・幼稚園で

保育所や幼稚園では、子どもの感性が豊かに育つように、本に親しんでいくきっかけづくりをしています。また、年齢に応じた絵本を選び、読み聞かせをしています。このように、子どもが先生や友達と一緒に絵本を楽しむことにより、本に対する興味や関心をもてるようにしています。

今後、さらに子どもの読書活動を推進するため、次のような取り組みを進めていきます。



(1) 読書推進と異年齢交流

幼児期に読書の楽しさと出会うために、保育所においては保育所保育指針、幼稚園においては幼稚園教育要領に示されているように、幼児が絵本や物語に親しむ活動として、保育士や教員は進んで保育に絵本や物語を取り入れ、紙芝居や絵本を読み聞かせたりする時間を設けていきます。また、生き物とのふれあい、七夕の時期などの機会を捉え、くらしと絵本を結びつける取り組みを継続していきます。

幼児期に絵本等の楽しさと出会う上で読み聞かせを行うことは重要です。園便りや、参観日、保護者会、家庭教育学級等により、読み聞かせの大切さや意義を伝えていきます。異年齢交流において、小・中学生が幼児に絵本を読んだり紙芝居をしたりなど、様々な交流により、絵本に触れる機会を取り入れていきます。

(2) 環境整備

保育所や幼稚園では、子どもたちが図書をすぐに触れることができる本棚を設置し、自由に読めるようにしています。これからは図書館等の協力を得て、順次発達段階に応じた図書を選定し、揃えていきます。そして、保育士や教員が進んで読み聞かせに活用したり、子どもや保護者に貸出しを勧めたりして、良書による読書体験を広めます。

(3) 図書の団体貸出しやおはなし会の実施

読書活動を一層推進していくには、図書館と保育所や幼稚園が連携・協力を行うことが重要です。図書館の豊富な図書の中から自由に選択して団体貸出しを利用したり、図書館が実施するおはなし会や図書館体験に参加したり、利用者カードを作成して好きな本を選んだりして、図書館が身近な施設になるよう利用を進めていきます。

保育所や幼稚園では、図書司書やボランティア、保護者などと連携協力し、おはなし会を催す機会を設けて、幼児に読み聞かせてもらうことの喜びを体験させます。

5 学校で

学校においては、これまで、様々な教育活動を通して読書活動が行われてきました。このことは、読書習慣を身に付ける上で重要な役割を果たしてきましたが、現実としては読書離れが起っています。

現在、各学校では「朝の読書」時間帯の設定や読書集会等、読書に対する子どもたちの興味関心を呼び起こすために、それぞれ創意工夫しながら取り組んでいるところですが、学校図書館や学級文庫の整備・充実、保護者を巻き込んだ読書活動の推進は課題となっています。今後、この取り組みをさらに拡充していくことが望まれます。

(1) 学校図書館職員の配置と教職員全員で取り組む体制の確立

現在、町では学校図書館職員を1名配置し、東西小学校と中学校を兼務しています。

図書担当教諭や学校図書館職員は、学校図書館運営の中心的な役割を担うものですが、学校における読書活動を推進するためには、図書担当教諭、学校図書館職員の取り組みだけでなく、学校全体、教職員全員で取り組む体制を確立する必要があります。

今後、各学校では、図書担当教諭及び学校図書館職員を中心に、さらに創意工夫して学習活動や学校図書館運営に取り組みます。

(2) 蔵書の充実

学校における読書活動の推進にあたっては、学校図書館の充実が欠かせません。図書購入の必要性を十分認識し、現在の厳しい財政状況下ではありますが、購入冊数の増加に努めます。また、図書館司書等が作成したブックリストを参考としながら効果的な選書・購入を図るほか、PTA等からの協力を得ながら図書資料の充実に努めます。

(3) 読書活動の推進

読書指導

子どもたちが本を読むことを好きになり、進んで読書に親しむようになるには、授業（読書指導を含む）が大きなポイントになります。授業を通して、図書の読み方や選び方を身に付けさせることが、その子なりの読書活動を広げていくことにつながります。

つまり、指導者としての教師の姿勢・力量が、子どもたちの読書活動を活発にできるかを左右する大きな要素のひとつであるとも言えます。このため、小・中学校の図書担当者会等に図書館司書を加え、子どもの読書活動の現場や読書指導についての情報収集に努めます。

さらには、教員による指導だけでなく、図書館司書やボランティアが行う「おはなし宅配便」を招いてのストーリーテリングやブックトーク、読み聞かせ等も子どもたちの読書への興味・関心を高めていく有効な手段なので、さらに推進していきます。



家庭の協力

子どもたちの読書活動を推進していく上で忘れてはならないことは、家庭の協力を得るということです。保護者の理解と協力がなければ、子どもたちの読書習慣は身に付けにくいものです。参観日、学年・学級懇談、学校便り・学年便りなどで、読書の必要性・重要性を積極的に啓発していきます。

関係機関との連携

児童生徒の、休日の読書や調べ学習への取り組みが盛んになるようにと考えたとき、町立図書館や公民館との連携はとても大切です。これらの施設にどのような本があり、どのように借りることができるか、新しくどのような本が入ったかを学校で紹介することで、子どもたちが、施設の本をもっと利用できるようになるように促していきます。

一方、図書館から『図書館ニュース』や各種たよりが学校に届きます。本の内容の紹介文や、読書に関係のある行事や講座は、掲示したり印刷して配ったりするなど各学校で工夫して、有効に活用するよう取り組んでいきます。

また、学習で必要な調べ物の本を、すべての児童・生徒に十分な冊数を学校だけで今すぐ用意することはできません。学校の年間カリキュラムを作成したり、学習内容・学習活動を知らせる資料をつくるなどして、町立図書館や公民館など他の施設にも協力を求め、施設と連携して子どもの読書を推進していきます。

以上のように他の施設の本を利用すると同時に、町立図書館から、子どもたちがどんな本を利用して調べ学習をしたか、どんな本を子どもたちに読んでもらいたいのか、といったような資料が公開されるので、この資料を活用して学校にも順次本を揃えます。

6 ボランティア・民間団体の育成

(1) ボランティア・民間団体

町立図書館では、人形劇サークル「ももっ子」、おはなしボランティア「おはなしトトロ」、手作りボランティア「エルマーの工房」の3団体に協力していただいています。

人形劇サークル「ももっ子」は、平成元年4月こずえ会役員OBを中心に結成されました。現在図書館を中心にメンバー8人で活動しています。

作品は、昔話、グリム童話などの人形劇やエプロンシアター、パネルシアター、ブラックファンタジーなどがあります。すべてメンバーの手作りによるものです。

これまで、図書館以外にも要請に応じて県内の学校、幼稚園、子ども会、幼児学級、自治体主催の子ども祭り等に出向き、上演回数は220回にもなります。

今後も『子どもたちに夢とうるおいとやさしさを』を合言葉に、たくさんの笑顔をご褒美として活動を続けていきたいと思っております。^{*13}



おはなしボランティア「おはなしトトロ」は、平成13年4月に発足し、現在ボランティア数は15名です。主な活動は、町内の小学校・幼稚園を訪問して、読み聞かせや本の紹介を行う「おはなし宅配便」と、図書館でのお楽しみ会・おはなし会のサポートです。定例会は毎月第2・4土曜日の午後2時30分から2時間程度、図書館1階の「こどものへや」で活動しています。



*13 「ももっ子」ホームページ <http://www.kcv.ne.jp/~kozo/momokko.htm>



手作りボランティア「エルマーの工房」は、平成 13 年 4 月発足し、現在ボランティア数は 10 名です。主な活動は、おはなし宅配便に使用するエプロンシアター、パネルシアターなどの製作、季節ごとの壁面工作の製作、クリスマスプレゼントの製作、おはなし会の年間最多参加者に贈るプレゼントの製作などです。定例会は毎月第 2・4 金曜日の午後 1 時 30 分から 2 時間程度。図書館 2 階の会議室で活動しています。

(2) 養成や研修

前出の 3 つの団体は、図書館で、また会独自で、各種勉強会や研修会に参加して向上を図られております。ボランティア養成のためには、年 1 回連続講座として外部講師を招き「ボランティアステップアップ講座」を開催しています。

このように、図書館の諸活動を支援するボランティア養成のための研修を実施し、講座の案内を広く町内にお知らせして、ボランティアへの参加を一層促進していきます。

7 連携・協力で広がる輪

設立の目的や、開館時間、対象年齢が異なる各施設が連携し補い合うことで町民にとってより便利であることをめざし、縦横に協力し合うことで、より効果的で相乗効果の高い運用に努めます。

(1) 町内で広がる輪

里庄子どもと本を結ぶネットワーク

今回、学校・園、PTA、ボランティア等に行政担当者を加えた「里庄町子ども読書活動推進計画」策定委員会（資料 3 参照）を組織し、教育委員会や社会教育委員会の意見を取り入れて、推進計画を策定しました。

今後、この推進計画を実施していくためには、推進会議が必要です。関係する施設の代表者、及びボランティア団体、町民は「里庄子どもと本を結ぶネットワーク」として、連携の輪を広げ、個別に行われてきた活動を連絡会議でつなぎ、相乗効果を高めます。

ネットワークの運用については、教育委員会事務局が行い、社会教育主事がコーディネーターを務めます。

里庄子どもと本を結ぶネットワーク



「里庄子どもと本を結ぶネットワーク」構成メンバー

- 里庄東・西小学校・・・図書担当教諭
- 里庄中学校・・・・・・・・・・図書担当教諭
- 里庄東・西幼稚園・・・・主任
- 里見保育園・・・・・・・・・・保育士
- かすみ保育園・・・・・・・・・・保育士
- 保護者・・・・・・・・・・乳幼児、小学生、中学生保護者
- ボランティア・・・・・・・・各代表
- 学識経験者・・・・・・・・里庄町青少年未来(あした)の会等
- 里庄町立図書館・・・・館長・司書
- 里庄町役場・・・・・・・・住民課・健康福祉課
- 里庄町社会福祉協議会・・職員
- 里庄町教育委員会・・・・社会教育主事、学校図書館職員

(2) 町外に広がる輪

県では、平成 15 年 3 月に策定した「岡山県子ども読書活動推進計画～おかやまどんどん読書プラン～」に基づき、保育所、幼稚園、学校、図書館、公民館、さらに民間団体等が広く連携しながら、子どもたちがたくさんのよい本と出会える環境づくりに向け、様々な立場の関係者による広域的なネットワークの構築をめざしています。

事業概要は、教育事務所単位で、立場を越えた関係者が一堂に会した研究集会を実施するというものです。倉敷教育事務所管内では、平成 16 年 7 月に真備町において、「読書フォーラム 2004 in びなん」が開催されました。17 年度以降も開催される計画になっています。他市町との連携、情報交換ができるよい機会になっていますので、積極的に参加していきます。

おわりに

家庭・学校・地域社会が、それぞれの役割を果たすことはもちろん、今後は、それぞれが連携することで、子どもの読書活動を一層推進していくことが求められています。私たちは読書活動推進を通じて、あたたかく子どもたちを育てていきたいと思えます。

また、里庄町民の読む本の量や質、これは里庄町の文化の高さを示すバロメーターです。子どもたちのだけの問題でなく、町民みんなで考え、「こころふれあう、緑豊かで文化のかおるまち里庄」でありたいと考えます。



実施体系

	施策項目	施策の主な内容	担当課・所管	年度等
1 家庭で	(1)ブックスタート事業	出生届けの際、引換券配布。図書館でブックスタートパックの配布	図書館、教育委員会、住民課	17年度～
	(2)健康福祉センターによる絵本の紹介	かるがも教室やマタニティ教室、乳幼児健診時、保育相談時での紹介	健康福祉課、図書館	拡充
	(3)子育て支援事業における講演会や講座の開催	家庭教育学級や乳幼児学級での読書への働きかけ	教育委員会	継続
	(4)子育てサロンにおける読み聞かせの実施	子育てサロンでの読書への働きかけ	社会福祉協議会	拡充
	(5)図書館における「おはなし会」や講座	「おはなし会」の充実。講座の開設	図書館	継続
	(6)子ども読書の日	学校における取り組み。図書館における啓発広報	教育委員会、図書館	拡充
2 地域で	(1)健康福祉センター	健診会場等の「図書コーナー」の充実	健康福祉課、図書館	拡充
	(2)東・西公民館、東西放課後児童クラブ	図書コーナーの整備や図書活動の充実	教育委員会、健康福祉課	継続
3 図書館で	(1)子どもたちのためのスペースの整備	「おはなしのへや」の整備・充実	図書館	継続
	(2)良書の選定と収集・提供	よい本の選定、購入、提供	図書館	拡充
	(3)図書館の情報化	子ども向けの絵本リストの作成・配布	図書館	17年度から順次
		インターネットによる資料配付	図書館	17年度から順次
	(4)学校・園への協力	相互訪問による「おはなし宅配便」等の実施	図書館	継続
		利用状況などの紹介	図書館	18年度～
		図書館利用ガイダンス	図書館	継続
		レファレンスへの支援	図書館	継続
	(5)団体貸出しやリサイクル図書による施設支援	団体貸出し	図書館	継続
		図書のリサイクル	図書館	17年度から順次
4 保育園・幼稚園で	(1)読書推進と異年齢交流	保護者への働きかけ。小・中学生との交流	住民課、教育委員会	17年度から順次
	(2)環境整備	図書コーナーの整備や図書活動の充実	住民課、教育委員会	継続
	(3)図書の団体貸出しやおはなし会の実施	図書館との連携・協力。おはなし会の実施	図書館	拡充
5 学校で	(1)学校図書館職員の配置と全教職員で取り組む体制	学校全体で取り組む体制の確立	教育委員会	継続
	(2)蔵書の充実	効果的な選書・購入。購入冊数の増加	教育委員会、総務課	継続
	(3)読書活動の推進	読書指導	教育委員会	継続
		家庭の協力	教育委員会	継続
関係機関との連携		教育委員会	継続	
6 ボランティア・民間団体の育成	(1)ボランティア・民間団体	-	-	-
	(2)研修や養成	講座の開催。ボランティア民間団体の支援。	図書館	継続
7 連携・協力で広がる輪	(1)町内で広がる輪	里庄子どもと本を結ぶネットワーク	教育委員会	17年度～
	(2)町外に広がる輪	広域的ネットワークへの参加	教育委員会他	継続

資料 1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的) 第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念) 第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務) 第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)ののっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務) 第四条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力) 第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念ののっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割) 第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化) 第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画) 第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等) 第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日) 第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等) 第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことのできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

資料 2

岡山県子ども読書活動推進計画～おかやまどんどん読書プラン～ 【 概 要 】

平成13年12月に公布された「子どもの読書活動の推進に関する法律」や平成14年8月に閣議決定された「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」に基づき、岡山県が策定。

県内市町村に対しては、国や県の計画を基本に独自に「子ども読書活動推進計画」を策定するよう働きかける。

第1章 はじめに

- 目 標：子どもたちの成長に応じ、読書のきっかけづくりから読書習慣の形成・確立、自主的な読書活動に至るまで、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を果たしつつ相互に連携しながら読書環境を整備する
- 特 徴：県立図書館の機能を生かした全県にわたる読書環境の整備や、県内で活発に活動しているボランティア・NPO等と連携した県民総参加の読書活動の推進など、岡山らしさを生かした重点プロジェクトを明示
- 実施期間：平成15年度からおおむね5年間

第2章 基本的方針・重点プロジェクト

- 1 県立図書館の機能を生かした子どもの読書活動の推進
県立図書館では、新たに開設する児童資料部門を中心に直接的な児童サービスを提供するとともに、県全体の読書活動推進のためのセンター的役割を果たす。
- 2 官民協働（パートナーシップ）による子どもの読書活動の推進
保護者、ボランティア・NPO、企業等とも連携しながら、県民総参加のもと、子どもたちがたくさんの良い本と出会える環境づくりに取り組む。
- 3 学校における子どもの読書活動の推進
学校の読書環境を整備する中で、子どもたちの読書習慣の形成・確立を進める。
- 4 岡山情報ハイウェイを活用した子どもの読書活動の推進
岡山情報ハイウェイを活用した読書環境の整備を進める。
- 5 子どもの読書活動の推進に関する理解・関心の啓発
広く県民の間に子どもの読書活動を推進する気運が高まるよう、子どもの読書活動の意義や重要性についての理解と関心を啓発する。

第3章 子どもの読書活動の推進のための方策

- 1 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進
県立図書館は、児童資料部門の充実を図り、子どもに対する図書の提供や読み聞かせ、ストーリーテリング、本の紹介等の直接サービスを行う。
学校における「朝の読書」や読み聞かせ等の取り組みを奨励するとともに、学校関係者に対し、子どもの読書に関する意識の高揚を図る。
学校、家庭、地域が連携した読書活動を推進するため、生きる力をはぐくむ読書活動推進事業などのモデル事業を実施する。
児童生徒の読書活動の啓発に向け、県内の小学生から、感動した本、面白いと感じた本の内容に関するクイズを募集し、「おもしろ読書事典」を作成する。

- 2 子どもの読書活動を推進するための施設、設備、その他の諸条件の整備・充実
県立図書館において、児童図書研究書の購入や新刊児童図書の全点購入など児童図書資料の整備を図り、県内の市町村立図書館を支援する。

インターネットですべての公立図書館の蔵書が検索できる図書館横断検索システムを構築するとともに、最寄りの市町村立図書館等での図書の提供を可能とする資料搬送システムを整備する。

県立図書館の蔵書については、インターネット予約システムを導入し、県民の図書館利用を積極的に支援する。

県立図書館は、郷土に関する情報を百科事典的に知ることができる「デジタル岡山大百科」を開設するとともに、検索コーナーやアクセスコーナー、メディア工房を設置するなど、電子図書館サービスを実施する。

県立図書館は、子どもの読書活動を推進する関係者のための研修の充実に努める。

対面朗読室の設置や朗読奉仕等を行い、障害のある子どもの読書活動の推進に向けた諸条件の整備・充実を図る。

学校図書館の図書資料を計画的に整備する。

12クラス以上のすべての学校に、司書教諭を配置する。

- 3 啓発広報等

「子ども読書の日」(4月23日)を中心に全県的な啓発広報を推進するとともに、「子ども読書活動推進フォーラム」を開催し、子どもの読書活動の推進に向けた社会的な気運を高める。

各地域で参考となるようなモデル事例を紹介する「実践事例集」を作成・配布するとともに、子ども読書活動の推進にかかわるデータバンク機能を備えた専用のホームページを開設する。

- 4 子どもの読書活動推進体制の整備

ボランティア・NPO等民間団体も含め、県全体で子どもの読書活動を推進する体制を整備するため、「岡山県子ども読書活動推進会議」を設置する。

子どもの読書活動や子どもの本にかかわる民間団体間の連携・協力の促進に向け、読書ネットワークの構築を進める。

- 5 財政上の措置

県は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

資料3 「里庄町子ども読書活動推進計画」策定委員会

1		里庄東小学校 教諭(図書担当)
2		里庄西小学校 教諭(図書担当)
3		里庄中学校 教諭(図書担当)
4		里庄町学校図書館職員
5		里庄東幼稚園 主任
6		里庄西幼稚園 主任
7		かすみ保育園 保育士
8		里見保育園 保育士
9		保護者(里庄東幼小PTA)
10		保護者(里庄西PTA)
11		保護者(乳幼児)
12		人形劇サークル「ももっこ」代表
13		図書館ボランティア「おはなしトロ」代表
14		里庄町立図書館運営協議会 会長
15		里庄町立図書館 館長
16		里庄町立図書館 司書
17		里庄町立図書館 司書
18		里庄町立図書館 職員
19		里庄町役場 総務課長
20		里庄町役場 住民課長補佐
21		里庄町役場 健康福祉課 保健師
22		里庄町教育委員会 主任社会教育主事
23		里庄町教育委員会 主事
会長		里庄町教育委員会 教育長
助言		岡山県教育庁生涯学習班 総括主幹
助言		岡山県教育庁生涯学習班 社会教育主事(主幹)
助言		岡山県教育庁 倉敷教育事務所 総括参事